

発達障害児者及び家族等支援事業の創設

平成28年8月に施行された改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。家族への支援については、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について補助しているところであるが、新たに家族支援のためのメニューを創設し、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。

<事業イメージ>

平成29年度まで
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害者支援体制整備事業

①地域支援体制サポート

- ・市町村支援
- ・事業所等支援
- ・医療機関との連携

②家族支援体制整備

- ・ペアレントメンターの養成に必要な研修等
- ・ペアレントトレーニングの実施
- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施等

平成30年度以降
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害児者及び家族支援 体制整備事業

①ペアレントメンター養成等事業

②家族のスキル向上支援事業

③ピアサポート推進事業

④その他本人・家族支援事業

都道府県及び市町村で事業実施

発達障害児者及び家族等支援事業（新規）

①ペアレントメンター養成等事業



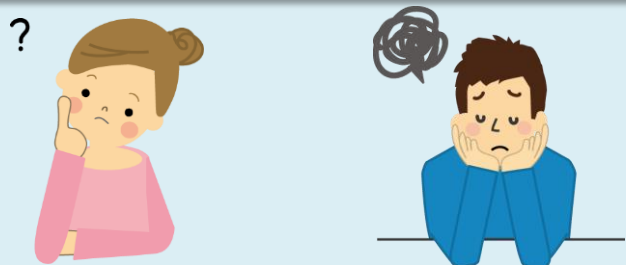
- ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ペアレントメンターの活動費の支援
- ペアレントメンター・コーディネーターの配置等

②家族のスキル向上支援事業



- 保護者に対するペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施等

③ピアサポート推進事業



- 同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供
- 集まる場を提供する際の子どもの一時的預かり等

④その他の本人・家族支援事業



- 発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）の実施等